

横浜植物防疫所東京支所及び横浜植物防疫所羽田空港支所交渉
(全農林労働組合東京農政分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時 平成29年1月31日(火) 19:00~19:05 (5分)
2. 場 所 横浜植物防疫所東京支所会議室
3. 出席者 横浜植物防疫所東京支所 齊 藤 範 彦 支所長
同 田 川 英 樹 庶務課長
横浜植物防疫所羽田空港支所 森 田 富 幸 支所長
同 野 村 桂 太 郎 庶務課長

全農林労働組合東京農政分会 泉 尚 己 方 委員長
同 近 藤 雅 書 記 長
同 白 神 康 副 委 員 長
同 竹 崎 正 昭 執 行 委 員
4. 議 題 全農林労働組合東京農政分会による要求書提出について
(全農林労働組合東京農政分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○野村庶務課長

これより、要求交渉を始めます。要求書を2部頂いております。東京支所に対する要求第2号及び羽田空港支所に対する要求第3号となっており、羽田空港支所長森田より併せて回答させていただきます。

なお、本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉を行い、要求事項のうち「Iの労働諸条件の改善について」のうち、1について回答させていただきますが、それ以外の事項については、要望事項として承ることとしたので、予めご承知おき願います。それでは、支所長お願いいたします。

○森田支所長

羽田空港支所長の森田でございます。職員の皆さんには、日々の業務の遂行に当たって不断の努力をいただいていることについて感謝申し上げます。それでは、要求事項のIの労働諸条件の改善についてのうち、厳格な勤務時間管理体制の確立、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施による超過勤務の縮減、超過勤務手当の全額支給について回答させていただきます。

超過勤務の縮減については、超過勤務縮減対策検討委員会において検討し、①一人当たりの超過勤務時間が年間360時間、月45時間を超えないように努める、②管理職員は、勤務時間外になってからの業務指示は行わないように努める、③水曜日は定時退庁日、金曜日は定時退庁促進日とし、その趣旨の徹底を図る、④各課・担当内での意見交換や係等毎の業務スケジュールの作成により、予め日程調整を行う等業務の平準化を図るなど具体的事項を定め、超過勤務縮減に向けて取り組んでいるところであります。

今後とも、定期的に超過勤務縮減の取組の検証を行うなど、適切に対応するとともに、超過勤務を命ずる場合は、勤務時間内に行うよう努力してまいりたいと考えております。また、超過勤務命令に伴い勤務した時間に対しましては超過勤務手当を全額支給しております。

以上が、当方の回答でございます。

○泉委員長

本日はお忙しいところ時間をいただき有り難うございます。本日の要求については真摯に受け止めて頂きたい願ひであります。引き続き超過勤務縮減に向けて努力頂きますようお願いいたします。

○森田支所長

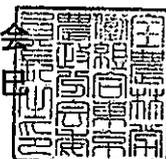
本日の交渉を踏まえ、今後とも職員の皆さんが安心して働きやすい職場となるよう、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○野村庶務課長

それでは以上で交渉を終了したいと思います。

横浜植物防疫所東京支所長
齊藤 範彦 殿

全農林東京農政分会
委員長 泉 尚



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、2年目の定員合理化が実施されるとともに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき「強くて豊かな農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」や「総合的なTPP関連政策大綱」の実現に向けた各種施策を推進していますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあつて私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 横浜植物防疫所東京支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、横浜植物防疫所東京支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 横浜植物防疫所東京支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 横浜植物防疫所東京支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓

発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

5. 横浜植物防疫所東京支所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 横浜植物防疫所東京支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切に、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

1. 横浜植物防疫所東京支所として、職員の福利厚生を勤務条件の重要事項と位置づけ、職員のニーズを踏まえて充実させること。
2. 「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、横浜植物防疫所東京支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 新たな人事評価制度について

1. 期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。
2. 評価者訓練を一層徹底するとともに、評価結果の活用方法について周知徹底を図ること。

以 上

横浜植物防疫所羽田空港支所長
森田 富幸 殿

全農林東京農政分
委員長 泉 尚



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、2年目の定員合理化が実施されるとともに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき「強くて豊かな農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」や「総合的なTPP関連政策大綱」の実現に向けた各種施策を推進していますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあつて私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 横浜植物防疫所羽田空港支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、横浜植物防疫所羽田空港支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 横浜植物防疫所羽田空港支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。

4. 横浜植物防疫所羽田空港支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
5. 横浜植物防疫所羽田空港支所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 横浜植物防疫所羽田空港支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切に、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

1. 横浜植物防疫所羽田空港支所として、職員の福利厚生を勤務条件の重要事項と位置づけ、職員のニーズを踏まえて充実させること。
2. 「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、横浜植物防疫所羽田空港支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

Ⅲ 新たな人事評価制度について

1. 期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。
2. 評価者訓練を一層徹底するとともに、評価結果の活用方法について周知徹底を図ること。

以 上